

身体障害者手帳の交付を受けていない 方でも障害者控除の対象になる場合が あります

福祉健康課

65歳以上で身体障がい者などに準ずる方、またはその方を扶養している方は、所得税や住民税の所得控除を受けることができます。

所得控除の申告には、「障害者控除対象者認定書」が必要になりますので、福祉健康課へ認定書交付の申請をしてください。

なお、障害者手帳などが交付されている方は、手帳の提示で所得控除の適用を受けることができますため、認定書の交付申請は必要ありません。

【障がい者などに準ずる方】

介護保険の要介護認定調査の内容などにより、日常生活に介助を必要とし、障がいを有すると確認できる方

【「障害者控除」の申告が可能な方】

所得税・住民税を納めている次の方

- ① 町から「障害者控除対象者認定書」の交付を受けた65歳以上の方
- ② 同認定書の交付を受けた65歳以上の方を扶養している方

【問合先】福祉健康課

就学費を援助します

羽島郡二町教育委員会

経済的な理由で就学困難な小・中学生の保護者に必要な経費の援助を行っています。

平成24年度に援助を希望される方は、申請手続きが必要ですので、民生児童委員、学校または二町教育委員会にご相談ください。

【問合先】羽島郡二町教育委員会

☎245-1133

無料税務相談所（常設）をご利用 ください 名古屋税理士会岐阜南支部

【日 時】毎週月・水・金曜日の午後1時～4時
(8月、年末年始、祝日を除く)

【会 場】名古屋税理士会岐阜南支部
(岐阜市六条南2-11 岐阜産業会館5階)
担当の税理士が親切に税務相談に応じます。
お気軽にお越しください。

【問合先】名古屋税理士会岐阜南支部

☎274-0658

サラリーマンの確定申告

税務課・岐阜南税務署

サラリーマンやパートなどの給与所得者の方は、勤務先での「年末調整」によってその年の所得税が精算されますので、改めて確定申告をする必要はありません。しかし、右記のように確定申告をしなければならない場合や確定申告をすると所得税が還付される場合があります。

国税庁のホームページ(<http://www.nta.go.jp>)の「確定申告書等作成コーナー」で画面に従って入力すれば、「申告書」が作成できるようになっています。

作成した申告書は、印刷して税務署へ提出することができます。また、作成したデータをe-Taxで送信することもできます。

【問合先】税務課

岐阜南税務署 ☎271-7111

【確定申告をしなければならない方】

- ① 平成23年分の給与の収入金額が2,000万円を超える方
- ② 給与所得や退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える方
- ③ 給与を2カ所以上からもらっている方


【確定申告をすると所得税が還付される方】

- ① マイホームを住宅ローンなどで取得した方
- ② 病気や出産などで多額の医療費を支払った方
- ③ 地震、風水害、盗難によって住宅や家財に損害を受けた方
- ④ 年の途中で退職し、平成23年中に年末調整をされなかった方

※ 還付申告書の提出期間は、1月4日から3月15日(土日・祝日を除く)までになりました。

物流・商品在庫管理・海外輸出梱包

羽島梱包株式会社

 岐阜県羽島郡笠松町北及1627
TEL 388-1147 FAX 388-2719

ごみの処理は(株)野々村商店に!!

株式会社 野々村商店

一般廃棄物収集運搬業 岐阜市則松2丁目157番地
(笠松町許可) TEL 058-239-9921
産業廃棄物収集運搬処理業 瑞穂市野田新田3977-1
TEL 058-327-4030